

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	12 件

千葉国民年金 事案 3904

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から同年9月まで

私は、会社を辞めた昭和61年12月頃にA県B区役所で国民年金の加入手続きを行い、郵送されてきた納付書により郵便局又は銀行で国民年金保険料を納付した。その後、国民年金の第3号被保険者への種別変更手続きをする際、国民年金の加入期間に未納が無いことを確認しており、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の主張するとおり、国民年金の加入手続き及び種別変更手続きを適切に行っている上、国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付済みであり、申立人の申立内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間は4か月と短期間である上、申立期間の前後は納付済みであることを考慮すると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3905

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月から42年12月まで

私は、独身時代、A市で国民年金に加入して結婚するまで国民年金保険料を納付していた。結婚後、B市で厚生年金保険と重複加入した期間の国民年金保険料が還付されたことは記憶しているが、今回、それ以外の期間についても納付が確認できたので国民年金保険料を還付と言われたが、せっかく納付したのだから、還付ではなく納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料は、特殊台帳並びにA市及びB市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、納付済みであることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人は、昭和40年1月10日に国民年金の被保険者資格を喪失しているが、申立人は申立期間において国内に居住し、他の年金制度の被保険者ではなく、そのほかに国民年金の被保険者資格を喪失させる合理的理由は見当たらない。

さらに、特殊台帳において、申立期間直後の昭和43年1月から44年10月までの国民年金保険料が厚生年金保険の被保険者期間と重複して加入していることを理由に還付されたことは記録されているが、申立期間に係る国民年金保険料が還付されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3906

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 61 年 1 月にA社を退職した後、すぐに国民年金への切替
手続を行い、納付書に従って国民年金保険料を納付したにもかかわらず、
申立期間が未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 61 年 1 月にA社を退職した後、すぐに国民年金への切替手続を行った。」と述べているところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年 1 月 16 日に国民年金の被保険者資格を再取得した旨の記載があり、オンライン記録において、申立期間直後の昭和 61 年度の保険料は現年度納付の記録となっていることから、申立期間の保険料を納付することは可能であったと考えられる。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、申立期間は3か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を91万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月8日

私は、国の厚生年金保険被保険者記録によると、平成19年6月8日にA社（現在は、B社）から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、正しい被保険者記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における賞与支給明細表により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細表により、91万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、「申立人に係る厚生年金保険料を納付した形跡が無い。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和36年5月1日から同年5月2日までの期間については、A社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年5月1日であると認められることから、当該期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和39年3月26日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年5月1日から同年5月2日まで
② 昭和39年3月26日から同年4月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA社に入社してから退社するまで継続して同社に勤務した。勤務期間のうち申立期間に厚生年金保険被保険者記録の欠落があるので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A社から提出された従業員名簿、C健康保険組合から提出された「被保険者・被扶養者検索」及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社本社から同社B事業所、同社B事業所から同社D事業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①及び②の異動日について、A社は、「発令日と異動日にずれが生じてしまったケースと思われるが、通常、年金の手続は1日付

けで行っている。」と回答していることから、申立期間①については、昭和 36 年 5 月 1 日、申立期間②については、39 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 事業所における昭和 39 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から 2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 4132 (事案 3184 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月1日から同年8月1日まで

私は、昭和43年の暮れには既にA社の寮に居住しており、仕事のめどがついたので、44年1月25日頃にB社に退職願を提出し、同年2月1日に正式にA社に入社し、46年10月5日に退職するまで継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の事業主及び元同僚はいずれも、申立人の当該事業所への再入社の時期について、「覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間における当該事業所での勤務について確認できないこと、ii) 事業主は、「厚生年金保険の届出等に係る資料は全く残っておらず、厚生年金保険の加入状況は分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除状況について確認できないこと、iii) 申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成23年2月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり新たな資料として提出された、当時のA社の寮に居住していた申立人に宛てた申立人の妻からの手紙の封

筒には、申立期間前の昭和 43 年 12 月 25 日の消印が確認できる上、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「申立人は、43 年の暮れには会社の寮に居住しており、申立期間当時、当該事業所で一緒に働いていた。」と供述していることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、「申立人が勤務していたことが確認できるのであれば、当然厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 44 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年3月18日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月18日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成14年4月1日から同年10月1日までの期間、16年8月1日から同年9月1日までの期間及び17年9月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を14年4月から同年9月までは24万円、16年8月は26万円、17年9月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間のうち、平成15年8月14日及び同年12月25日について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を同年8月14日は10万円、同年12月25日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年3月18日から同年4月1日まで
② 平成14年4月1日から18年11月16日まで
③ 平成15年8月14日

- ④ 平成 15 年 12 月 25 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 10 日
- ⑥ 平成 17 年 8 月 12 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 22 日
- ⑧ 平成 18 年 8 月 10 日

私は、平成 14 年 3 月 18 日から 18 年 11 月 15 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日は 14 年 4 月 1 日と記録されている。また、同社に勤務していた期間の給与明細書及び賞与明細書を全て確認したところ、「ねんきん定期便」の標準報酬月額及び標準賞与額よりも多い厚生年金保険料が控除されていた。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、雇用保険の加入記録、A 社から提出された労働者名簿及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が当該事業所に平成 14 年 3 月 18 日から継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額は、上記給与明細書において確認できる総支給額及び保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日を誤って平成 14 年 4 月 1 日として届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、申立期間②のうち、平成 14 年 4 月から同年 9 月までは 24 万円、16 年 8 月は 26 万円、17 年 9 月は 24 万

円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成14年10月1日から16年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間については、上記給与明細書において確認できる報酬月額（総支給額）又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と同額であり、同年10月1日から17年9月1日までの期間及び同年10月1日から18年11月16日までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間③から⑧までについては、申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された給与明細書により、平成15年8月14日は10万円、同年12月25日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間③及び④に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間③及び④の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤、⑥、⑦及び⑧については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額よりも高額であるものの、賞与額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同年 1 月の標準報酬月額を 17 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から 63 年 2 月 1 日まで

私は、A（機関）B 事業所が運営する「C 事業所」の D（職種）として勤務し、昭和 56 年 4 月から厚生年金保険の被保険者となった。私の標準報酬月額の記録は、59 年 10 月から退職するまでずっと 16 万円となっているが、当時は毎年 1 万円ぐらいの昇給やベースアップがあったので納得できない。調査の上、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月の標準報酬月額については、申立人に係る職員別給与簿により、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、「16 万円の標準報酬月額に相当する保険料を納付していた。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は当該標準報酬月額（17 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 60 年 12 月 1 日から 61 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から休職前日の同年 4 月 14 日までの期間及び同年 12 月 1 日から 63 年 2 月 1 日までの期間については、職員別給与簿により、オンライン記録上の標準報酬月額（16 万円）と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、事業主は、「申立人の昭和 60 年の職員別給与簿や源泉徴収簿等を保存していない。」と回答していることから、当該期間における保険料控除の実態を確認できない上、ほかに当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年8月1日から平成元年10月1日まで
私は、A社に勤務した期間のうち、昭和63年8月から平成元年9月までの14か月間の厚生年金保険の標準報酬月額が26万円となっているが、当時標準報酬月額30万円に見合う保険料が控除されていたことは間違いない。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、昭和63年8月から平成元年9月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 8 月 21 日まで
② 昭和 39 年 6 月 5 日から 42 年 7 月 1 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録には、脱退手当金が昭和 43 年 12 月 13 日に支給された記録があるが、受給した記憶が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、4回の被保険者期間のうち、申立期間の前後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立期間直後の事業所であるA社は、申立期間の最終事業所であるB社の合併存続会社で同一事業所であることから、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっているA社の被保険者期間と申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは、事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、B社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年5か月後の昭和43年12月13日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月1日から14年1月31日まで

私は、申立期間において、A社にアルバイトとして勤務し、指示された派遣先において業務に従事していた。年金記録では、平成13年7月から同年12月までの標準報酬月額が17万円から9万8,000円に減額されているが、給与が大幅に下がったことは無いので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額については、平成12年10月の定時決定以降、標準報酬月額に係る届出が行われておらず、当該事業所が14年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の同年2月5日付けで、13年7月1日に遡及して9万8,000円に改定する処理が行われていることが確認できるところ、申立人を含む全ての被保険者7人について同様の処理がなされており、適用事業所でなくなった以降に、全ての被保険者の標準報酬月額を同年7月に遡及して改定することは、事務処理上、不自然である。

また、申立人及び元同僚は、「平成14年1月に、事業主から社会保険料の支払いができなくなったので厚生年金保険をやめると言われた。」と供述していることから、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが推認できる。

さらに、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は当該事業所の役員ではないことが確認でき、元同僚は、「申立人は、自分と一緒に派遣先で業務を行っていた。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬

月額の遡及処理に関与していないと認められる上、申立人が所持する給与明細書により、申立人は 17 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 14 年 2 月 5 日付けで 13 年 7 月に遡及して標準報酬月額を 9 万 8,000 円に改定する処理は事実に即したものと
は考え難く、社会保険事務所においてこのような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が 12 年の定時決定において当初届け出た 17 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から5年10月16日まで
私は、平成3年6月30日から5年10月15日までA社のB（業務）担当の取締役として勤務した。この期間のうち4年12月から5年9月までの標準報酬月額は50万円であったが、後日8万円に減額訂正をされており、納得できないので、調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成4年12月から5年9月までは50万円と記録されていたところ、当該事業所が同年10月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同年10月27日付けで、当該期間について、遡及して8万円に標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本によると、申立人は申立期間を含む前後の期間において取締役であったことが確認できるが、複数の元同僚は、「申立人は、B（業務）の責任者であるC（役職）であり、社会保険関係の手続には関与していなかった。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとして認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、平成4年12月から5年9月までは、50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和61年11月21日から同年12月1日までの期間については、申立人のA社（事業所記号：B）における資格喪失日は、同年12月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和61年11月の標準報酬月額については、10万4,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和61年12月1日から62年1月13日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（事業所記号：C）における資格取得日に係る記録を61年12月1日に訂正し、同年12月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月21日から62年1月13日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、昭和61年11月及び同年12月が厚生年金保険に未加入の期間と記録されているが、給与明細書において申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査して加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和61年11月21日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人は申立期間においてA社（B）に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当初、A社（B）は昭和61年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされ、同日に申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと記録されていたところ、62

年6月30日付けで当該事業所の厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の資格喪失日を61年11月21日に遡及して訂正されていることが確認でき、ほかに36人の従業員についても申立人と同様に被保険者記録の遡及訂正が行われていることが認められる。

しかし、申立人及び元同僚の証言により、A社(B)では当該期間において常時5人以上の従業員を使用していたことが確認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、昭和61年11月21日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人が昭和61年11月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社(B)における資格喪失日は同年12月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社(B)における上記遡及訂正前のオンライン記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和61年12月1日から62年1月13日までの期間については、雇用保険の加入記録及び申立人の所持する給与明細書により、申立人は、A社(C)に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社(C)は昭和62年1月13日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないが、申立人及び元同僚の証言により、A社(C)では当該期間において常時5人以上の従業員を使用していたことが確認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書から、10万4,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間においてA社(C)は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和42年9月1日、資格喪失日は43年10月25日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から43年10月まで
② 昭和43年11月から44年3月まで
③ 昭和44年4月から同年11月まで
④ 昭和44年12月から48年2月まで

私は、申立期間①においてはA社に、申立期間②及び④においてはB事業所に、申立期間③においてはC社にそれぞれ勤務したが、厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「当時は、自分の名前の正式な字体ではなく、「D」と記名していた。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、性別が女性で、申立人と氏名の一部の漢字が異なり（「E」と記載されている。）、生年月日が一致する、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（昭和42年9月1日資格取得、43年10月25日資格喪失）が確認できる。

また、申立人は、当該事業所に勤務していた元同僚の氏名、勤務場所及び勤務地の状況を明確に記憶しており、当該事業所において申立期間①当時に厚生年金保険被保険者の資格を取得した複数の元同僚は、

「勤務期間までは明確に記憶していないが、申立人とは一緒に勤務していた。また、Eという女性の従業員は知らない。」と供述している上、申立人が当該事業所に勤務する以前に勤務していた2箇所の事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は「D」と記載されていることが確認できることから、当該未統合記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和42年9月1日に被保険者資格を取得し、43年10月25日に資格を喪失した旨を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合記録の昭和42年9月の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和42年6月から同年9月1日までの期間については、申立人は、「A社には、42年6月から勤務した。」と主張しているが、上記複数の元同僚に確認しても、申立人の勤務開始時期について具体的な証言は得られず、申立人の勤務期間を特定できない。

また、当該事業所の元事業主は、「当時の資料は無く、申立人の勤務、厚生年金保険の届出、厚生年金保険料の納付については不明。」と回答しており、当該期間における保険料の控除について確認できず、ほかに当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②及び④については、申立人は、「F市にあったB事業所に勤務し厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、F市に所在するB事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない上、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、「当該事業所は、G区にあるH社の下請会社であった。」と供述しているところ、H社は、「当社の協力会社としての登録記録には、B事業所という事業所は無い。」と回答している。

さらに、申立人は、「事業主は私の父親であった。」と供述しているため、オンライン記録において、申立人の父の厚生年金保険及び国民年金の被保険者記録を調査したが、いずれの被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間②及び④における厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、「I市Jの地下街にあったC社に勤務し厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は昭和62年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間③は適用事業所になる前の期間である。

また、C社は、「当時の人事関係の書類は保存していないので、申立人の勤務実態等は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は元同僚の氏名を記憶していないため、元同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3907

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 7 月から 51 年 12 月までの期間及び 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 7 月から 51 年 12 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 7 月に会社を退職後、A 市ですぐに国民年金の加入手続を行い、銀行で国民年金保険料を定期的に月払いで納付していた。B 市に転居してからは、集金に来ていた銀行員に月々の支払いや積立てと一緒に保険料を納付していたのに、年金記録が未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 7 月に会社を退職後、国民年金の加入手続を A 市で行い、定期的に国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人の所持している年金手帳は C 県発行のもの 1 冊のみであり、申立人及び申立人の妻の国民年金の記号番号は、53 年 12 月に D 社会保険事務所（当時）から B 市に払い出された連続した記号番号で、B 市の国民年金被保険者名簿の記録により、申立人及び申立人の妻に年金手帳が 54 年 1 月 23 日付けで交付され、夫婦共に 49 年 7 月に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の住んでいた A 市において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は昭和 54 年 1 月に B 市において年金手帳が交付されるまで国民年金に未加入である。

さらに、申立期間①については、申立人は昭和 54 年 1 月に年金手帳が

交付された後、同年4月25日に申立人の妻と共に52年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料を遡って納付しているが、この時点において、申立期間①は既に納付の時効が到来しており制度的に納付することはできない期間である上、申立期間①及び②については、夫婦共に未納であり、申立期間①及び②当時の特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿の納付記録も未納と記録されている。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 48 年 12 月までの期間、52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 58 年 1 月から 63 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月から 48 年 12 月まで
② 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から 63 年 8 月まで

私の国民年金は、父か兄が加入手続を行い、昭和 39 年 2 月からの国民年金保険料については、結婚前は母が、結婚後は妻が納付していたと思うので記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年以降に社会保険事務所（当時）から A 区へ払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は 48 年 10 月頃に行われたと推認され、この時点を基準にすると、申立期間①の大半にあたる 46 年 6 月以前の期間の国民年金保険料は時効により納付することができない期間である。

また、申立人は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の両親は既に亡くなっており、申立人の兄夫婦に聴取を行ったが、明確な回答が得られないため、申立期間①に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間②及び③については、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻の記憶が明確でないため、申立期間②及び③の納付状況は不明である上、一緒に保険料を納付したとするその妻も未納であることがオンライン記録で確認できる。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は合計3回、187 か月と長期間に及び、申立期間に係る複数の行政機関が同一人に同様の事務処理誤りを繰り返すことは考え難い上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3909

第1 委員会の結論

申立人の平成12年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成12年10月から13年7月までについては、国民年金第3号被保険者として記録訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成12年7月から同年9月まで
② 平成12年10月から13年7月まで

私は、会社を退職した平成12年7月にA区役所で国民年金の再加入手続を行い、同年10月に結婚し、B市に転居した同年12月に申立期間①の国民年金保険料をA区役所から送付されてきた督促状に基づいて同年12月頃にB市役所で納付した。また、申立期間②については、第3号被保険者として夫の勤務先であるC社から納付されているはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、平成6年6月6日に国民年金の被保険者資格を喪失し、13年9月29日に被保険者資格を再取得していることは記載されているが、申立期間に係る被保険者資格記録は記載されておらず、オンライン記録によれば、申立期間に係る12年7月26日付け第1号被保険者資格取得及び13年8月1日付け同資格喪失の追加処理を16年12月24日に行ったことが確認できることから、当初、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、当該追加処理の時点では、申立期間に係る国民年金保険料の納付及び国民年金第3号被保険者資格取得手続は時効によりできない期間である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたこと及び第3号被保険者資格取得届を行ったことを示す関連資料（家計簿、第3号被保険者資格取得届の控等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付及び第3号被保険

者資格取得届が行われたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②については、国民年金第3号被保険者として記録訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から43年6月まで

私は、夫が会社員であったので、申立期間の国民年金保険料は納めなくてもいいと言われたが、夫が将来のために申立期間の保険料を納付し続けており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると申述しているところ、A市の保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和37年1月1日に任意加入被保険者資格を喪失し、43年7月19日に任意加入被保険者資格を再取得したと記録されており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の夫は既に亡くなっているため、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は78か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年9月から50年3月まで

私の申立期間の国民年金については、私の父か母が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであり、未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、基礎年金番号になった厚生年金保険の被保険者記号番号のみが記載されており、「国民年金の記録(1)」欄には、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の12年8月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間は基礎年金番号制度導入前であり、国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっており、申立人の母は高齢のため事情を聴取することができないことから、申立期間に係る国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3912

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月及び61年4月から平成5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年4月
② 昭和61年4月から平成5年3月まで

私は、昭和52年1月から国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付しており、54年4月が未納とされていることは納得できない。

また、昭和61年4月から平成5年3月までの期間は、第3号被保険者であったが、年金額を増やしたいと思い、銀行の口座振替で保険料を納付し続けていた。この間の保険料は重複納付しているため、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録により、申立人は、昭和52年1月8日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、54年5月25日に資格喪失しているところ、A県B郡C町の国民年金被保険者名簿の摘要欄には、「本人の申出により喪失する。54.5.25 来庁」と記載されており、同年5月25日に申立人が資格喪失の申出を行ったことが確認でき、同時点で申立人に国民年金保険料を納付する意思が無かったことがうかがえ、申立期間①を含む同年4月から同年6月までの保険料の納付期限は同年7月末日であることを考え合わせると、申立期間①の保険料を納付したとは推認し難い。

また、申立人は、任意加入被保険者の資格喪失手続、申立期間①の保険料の納付時期、納付金額等に関する記憶が不明瞭であるため、申立期間①の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料の納付をうかがわせる周辺事情も

見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「第3号被保険者であったが、年金額を増やそうと思い、口座振替により保険料を納付した。」と主張しているが、制度上、第3号被保険者期間は被保険者が直接保険料を納付することを要しない期間であり、口座振替により保険料を納付することはできない。

また、C町は、保険料の口座振替が可能になったのは平成12年4月1日以降であると回答している上、申立人は、「銀行口座の取引履歴を確認したが、保険料の引き落としはされていなかった。」と述べている。

さらに、申立人は、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄において、被保険者の種別欄の「任」に丸が付けられていることをもって、第3号被保険者期間であっても国民年金に任意加入していたと主張しているが、昭和61年4月1日以降、国民年金の任意加入の対象者は、20歳以上60歳未満の被用者老齢年金の受給資格者、日本に住所を有する60歳以上65歳未満の者及び日本国籍のある20歳以上65歳未満の海外居住者等に限られており、申立人はいずれにも該当しない。

加えて、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月及び同年 5 月

私は、平成 12 年度から学生の納付特例制度を利用しており、15 年度についても母が平成 15 年 4 月に A 区役所で手続を行ったと思っていたが、17 年 2 月に社会保険事務所（当時）の職員が自宅を訪問し、申立期間が未納になっていることを知った。15 年度の納付特例制度の適用が 15 年 6 月からになっているのは納得できなかったが、やむを得ず 2 か月分の国民年金保険料を A 区役所の国民年金窓口で納付したにもかかわらず、申立期間が未納になっているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 17 年 2 月又は同年 3 月頃に申立期間の国民年金保険料を A 区役所の国民年金窓口で納付した。」と主張しているが、国民年金保険料の收受業務は 14 年 4 月に地方分権一括法が施行され、市区町村から社会保険事務所に移管されており、A 区役所は、「申立期間当時、区役所の国民年金窓口で保険料を收受することはあり得ない。」と回答している。

また、申立期間は平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、保険料徴収事務の電算化が図られた後である上、14 年 4 月以降は保険料収納事務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から同年10月まで

私は、厚生年金保険の第四種（任意継続）被保険者の資格を喪失した直後の昭和58年8月頃に、A市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、B銀行C支店で妻の分と一緒に納付しているはずであり、未加入期間となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年8月頃にA市で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が同年11月25日と記載されており、その資格記録とオンラインの資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となるA市における別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入時期の記憶が明確ではない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3915 (事案 3390 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年9月まで

私は、高校卒業後、A(職種)の資格を取得するために資格学校へ1年半通学した後、昭和59年9月に母が国民年金の加入手続を行った。卒業後就職したB社に勤務した初めの期間は国民年金保険料を納付し、会社が厚生年金保険に適用された以降は厚生年金保険に加入した。同年9月から60年3月までの国民年金保険料は、母がC銀行D支店(当時)で納付してくれた。その後、同年4月からは、銀行の勧めで口座振替により保険料を納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付したと申述しているところ、申立人から提出された昭和59年度から62年度までの国民年金保険料納入通知書において、申立期間に係る保険料が納付されていたことは確認できない上、口座振替の申込手続が完了している場合は、次年度以降の納付通知書が送付されることは無いこと、ii) 申立人が勤務していたB社の元同僚の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況からは、申立人が申立期間の保険料を納付していたと推認することは困難であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年3月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は資料として60年度から62年度までの前納分及び各月分の国民年金保険料納入通知書を提出しているが、当該納入通知書には領収印は押されておらず、申立期間に係る保険料が納付されたことを確認する

ことができない。

また、申立人は申立期間の保険料は、C銀行D支店から口座振替により納付したと主張しているが、E市役所は、「提出された昭和60年度から62年度までの期間の国民年金保険料納入通知書は、口座振替用ではなく、納付書として、当該通知書に保険料を添えて納付場所に納付するときに使用するものである。また、申立人の保険料の納付方法については、口座振替が平成8年4月に開始され、13年1月に終了、以後、当月月末払いとの記録が残っているが、申立期間当時のことについては不明である。」と回答しており、申立期間の保険料を口座振替により納付したと推認できる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、昭和63年10月6日付けの過年度保険料の納付書発行履歴が確認できることから、申立期間は当該過年度納付書が発行されるまで未納であったことがうかがえる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年3月までの期間及び5年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月から2年3月まで
② 平成5年4月から同年5月まで

私は、平成2年4月から勤めていた会社を5年4月に退職したと同時にA区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その後、短大生だったため国民年金保険料の納付を忘れていた申立期間①の納付書が届いたのでまとめて納付し、申立期間②の保険料についても納付書で納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年4月頃にA区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の20歳到達者の国民年金保険料の納付年月から、7年7月頃と推認でき、加入時点において、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3917

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から9年3月まで

私は、学生であったため、父が平成7年3月頃に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行ってくれたが、その期間が未納とされている。申立期間が免除ではなく未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が平成7年3月頃に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行ってくれたと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の20歳到達者の免除申請日から、8年11月から9年1月頃までに払い出され、同時期に国民年金の加入手続が行われたことが推認できることから、申立人の申述と相違している上、申立期間当時、保険料の申請免除が承認される期間は、申請のあった日の属する月の前月からとされており、8年11月を基準にすると、同年9月以前の保険料は申請免除の対象とならない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、免除申請を行ったとする申立人の父は、免除申請手続に係る記憶が定かではなく、申請場所、申請回数等についてははっきり覚えていないと申述しており、申立期間に係る免除申請手続の状況は不明である。

さらに、オンライン記録に申立期間の申請免除が承認された記録は無い上、申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認通

知書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から同年 11 月までの期間及び 60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 56 年 4 月頃、A 市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付した。また、B 市に引っ越した申立期間②の保険料も、冬の時期に納付した記憶がある。申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 56 年 4 月頃、A 市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が 61 年 4 月 1 日と記載され、「B」の印が押されている上、当該資格取得日は B 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致することから、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの期間、53年7月から55年3月までの期間、同年4月から57年3月までの期間、同年4月から58年3月までの期間、同年4月から59年3月までの期間、同年4月から60年9月までの期間、同年10月から61年3月までの期間、同年8月から同年9月までの期間、62年11月から63年3月までの期間、同年12月、平成2年2月から同年3月までの期間及び6年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで
② 昭和53年7月から55年3月まで
③ 昭和55年4月から57年3月まで
④ 昭和57年4月から58年3月まで
⑤ 昭和58年4月から59年3月まで
⑥ 昭和59年4月から60年9月まで
⑦ 昭和60年10月から61年3月まで
⑧ 昭和61年8月から同年9月まで
⑨ 昭和62年11月から63年3月まで
⑩ 昭和63年12月
⑪ 平成2年2月から同年3月まで
⑫ 平成6年1月から同年5月まで

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には関与していないので詳細はよく分からないが、夫と昭和48年4月頃からA市で一緒に住み始め、夫と生計を同一にし始めた同年4月以降、夫が夫婦二人分の保険料を納付しているはずである。申立期間の中には免除の記録もあるが、56年12月にB（業種）を開業し、それ以降売り上げも右肩上がり、経済的には余裕があり、免除の申請をした記憶も無く、保険料は納付しているはずであるので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫と生計を同一にした昭和48年4月以降、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しているはずであると主張しているところ、申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日により、50年2月上旬頃と推認できることから、申立期間①は現年度納付することができない期間である。

また、申立人の夫の特殊台帳によれば、C市からD市への住所変更日が昭和53年10月27日と記載されているが、C市を管轄する社会保険事務所（当時）からD市を管轄する社会保険事務所へ特殊台帳が移管されたのは55年1月24日であること、及びD市からE市への住所変更日が54年3月28日と記載されているが、D市を管轄する社会保険事務所からE市を管轄する社会保険事務所へ特殊台帳が移管されたのは56年12月28日であることが確認でき、申立人は国民年金の手続等に関与していなかったと述べていることから、申立人についても、それぞれの転居先における国民年金被保険者の住所変更手続が転居直後に行われていなかったものと考えられ、申立人の夫の特殊台帳が移管された時点を基準にすると、申立期間②のうち、53年7月から54年3月までの期間も現年度納付することができない期間である。

さらに、申立期間③、⑤及び⑦は、申請免除期間となっているが、オンライン記録並びにC市、D市及びE市の被保険者名簿では追納申込又は追納の事実は確認できない上、申立期間⑦については、申立人の保険料を納付していたとするその夫の記録も申請免除期間となっており、免除申請日が夫婦共に昭和60年12月28日となっていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間③、⑤及び⑦の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していなかったと述べており、申立期間の大部分について、夫婦二人分の保険料を納付していたとするその夫の記録も申請免除期間又は未納期間となっていることから、申立期間①から⑫までの保険料を納付していたと推認することは困難である。

このほか、申立期間は12回、合計120か月と長期間に及んでおり、行政機関側がこれほどの回数において年金記録事務を誤るとは考え難い上、申立人が申立期間①から⑫までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から⑫までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑫までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 56 年 3 月までの期間、57 年 1 月から 60 年 9 月までの期間、同年 10 月から 61 年 3 月までの期間、同年 9 月、62 年 11 月から同年 12 月までの期間、63 年 2 月から同年 3 月までの期間、同年 12 月及び平成 6 年 4 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 57 年 1 月から 60 年 9 月まで
③ 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで
④ 昭和 61 年 9 月
⑤ 昭和 62 年 11 月から同年 12 月まで
⑥ 昭和 63 年 2 月から同年 3 月まで
⑦ 昭和 63 年 12 月
⑧ 平成 6 年 4 月から同年 5 月まで

私は、妻と昭和 48 年 4 月頃から A 市で一緒に住み始め、妻と生計を同一にし始めた同年 4 月以降の夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関や役所等で定期的に納付しているはずである。申立期間の中には免除の記録もあるが、56 年 12 月に B（業種）を開業し、それ以降売り上げも右肩上がりで経済的には余裕があり、免除の申請をした記憶も無く、保険料を納付しているはずであるので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻と生計を同一にした昭和 48 年 4 月以降の夫婦二人分の国民年金保険料を、金融機関や役所等で定期的に納付しているはずであると主張しているところ、申立人の特殊台帳によれば、C 市から D 市への住所変更日が 53 年 10 月 27 日と記載されているが、C 市を管轄する社会保険事務所（当時）から D 市を管轄する社会保険事務所へ特殊台帳が

移管されたのは55年1月24日であること、及びD市からE市への住所変更日が54年3月28日と記載されているが、D市を管轄する社会保険事務所からE市を管轄する社会保険事務所へ特殊台帳が移管されたのは56年12月28日であることが確認できることから、それぞれの転居先における国民年金被保険者の住所変更手続が転居直後に行われていないことがうかがわれ、特殊台帳が移管された時点を基準にすると、申立期間①のうち、53年7月から54年3月までの期間は現年度納付することができない期間である。

また、申立期間③については、申請免除期間となっているが、オンライン記録並びにC市、D市及びE市の被保険者名簿では追納申込又は追納の事実を確認できない上、申立期間③の保険料を一緒に納付していたとするその妻の記録も申請免除期間となっており、免除申請日が夫婦共に昭和60年12月28日となっていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間③の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間について、保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の記録も申請免除期間又は未納期間となっていることから、申立期間①から⑧までの保険料を納付していたと推認することは困難である。

加えて、申立期間は8回、合計92か月と長期間に及んでおり、行政機関側がこれほどの回数において年金記録事務を誤るとは考え難い上、申立人が申立期間①から⑧までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から⑧までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑧までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年7月まで

私の母が市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は自宅近くの金融機関で私が納付していた。年金手帳の国民年金の記録欄には申立期間の資格記録が記入され、市役所の印が押されているのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年当時、申立人の母が市役所で国民年金の加入手続を行ってくれたと申述しているが、9年1月の基礎年金番号制度導入以前は国民年金の加入時に国民年金手帳記号番号が払い出されていたところ、申立人が所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号の記載は無い上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立期間は、平成10年12月8日に厚生年金保険の被保険者記録に基づき国民年金の被保険者資格記録を追加処理したことにより生じた国民年金の未納期間であることが確認でき、記録が追加されるまでは国民年金の未加入期間であったことがうかがえる上、記録が追加された時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿には、申立期間は未納と記録されている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3922

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年8月から59年6月まで

私は、「国民年金は全員が納めるもの」と親から聞いており、20歳になったときから国民年金保険料を納付してきた。昭和50年11月に結婚してからも納税組合を通じて保険料を納付しており、国民年金をやめる手続をした覚えは無く、引き続き保険料を納付していた。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において国民年金をやめる手続をした覚えは無く、引き続き国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、被保険者でなくなった日が昭和57年8月24日、次の行に被保険者となった日が59年7月19日と記載されており、当該資格喪失日及び資格取得日はA町(現在は、B市)及びC市の被保険者名簿の記録と一致していることが確認でき、申立期間は国民年金の被保険者となっていない期間である。

また、A町の被保険者名簿の申立期間に係る検認記録欄に「納付不用」の印が押されている上、特殊台帳及びオンライン記録においても申立期間は国民年金に未加入の期間となっていることが確認でき、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険の加入者であり、被用者年金制度に加入する者の配偶者である申立人は、国民年金の任意加入対象者とされていることから、申立人が申立期間において国民年金の資格を喪失する申出を行ったとしても特段不自然ではない。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から28年9月1日まで

私は、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているが、この間は、A社（現在は、B社が承継）、B社及びC社に勤務し、それぞれの事業所から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、家族全員でB社の社宅で生活していた。」と供述しているが、申立期間以前から同社に勤務していた申立人の姉は既に死亡している上、ほかに申立人の兄弟で連絡の取れた2名は、「当時は子供だったので兄の勤務先について具体的な記憶は無い。」と供述しており、申立人の勤務実態について確認できない。

また、B社の閉鎖商業登記簿謄本に記載されている当時の役員6名のうち、事業主は連絡先不明であり、他の役員5名のうち唯一、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

一方、オンライン記録によると、C社は、申立期間中の昭和26年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、申立期間のうち、同年10月1日から28年9月1日までは当該事業所が適用事業所でなくなった後の期間である。

また、C社の事業主は既に死亡している上、申立人がB社からC社に一緒に入社したとして姓のみを挙げている唯一の元同僚は、個人を特定できないことから、C社の被保険者名簿においてC社が適用事業所でなくなっ

た際に在籍していた元同僚8名のうち、唯一オンライン記録で連絡先の判明した者に照会したが、当時の状況について具体的な証言を得ることはできず、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

さらに、C社の被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 2 日から 41 年 12 月 17 日まで

私は、A社B工場を昭和 41 年 12 月に退職した後、厚生労働省の記録では、脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金を受給していないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後の昭和 42 年 3 月 17 日に支給決定されているとともに、A社B工場における申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できる上、申立人は、「当時は、当該期間において厚生年金保険に加入していたという認識は無かった。」と供述していることを踏まえると、当該期間が未請求となっていることに不自然さはうかがえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 24 日から 44 年 2 月 5 日まで

私は、A社B事業所に勤務していた昭和 39 年 11 月 24 日から 44 年 2 月 5 日までの期間について、厚生労働省の記録では、脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金を受給していないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月半後の昭和 44 年 7 月 18 日に支給決定されているとともに、A社B事業所における申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給が行われたことを示す「脱」の押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある同一事業所の別の職場に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の被保険者期間は、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できることから、当該事業所では当時各職場での厚生年金保険の加入状況を一元管理していなかったことがうかがえる上、申立人は、「当時、未請求期間について厚生年金保険に加入していたとは承知していなかった。」と供述していることを踏まえると、当該期間が未請求となっていることに不自然さはいかたがえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
私は、昭和 44 年に A 社（現在は、B 社）に入社し、平成 12 年 6 月 30 日付けで退職したはずであるのに、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日となっているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 12 年 6 月 30 日付けで退職した。」と主張しているが、B 社が提出した退職者台帳により、申立人は、役員退任を理由に同年 6 月 29 日付けで退職していることが確認できる上、A 社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、同社の取締役を同日付けで辞任していることが確認できる。

また、A 社が加入していた C 健康保険組合の記録において、申立人の健康保険の資格喪失日が平成 12 年 6 月 30 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人が提出した平成 12 年 6 月の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額は 1 か月分に相当し、B 社は、保険料の控除は翌月控除であるとしていることから、当該控除額は同年 5 月の保険料と認められ、同年 6 月の保険料が控除されたことは確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4145

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 44 年 12 月頃まで

私は、申立期間においてA社（現在は、B社）にC（職種）として勤務し、D（作業）の仕事をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地、社員寮及び仕事内容等を具体的に記憶していることから、勤務期間は明らかではないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の元同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険の加入状況について具体的な証言は得ることができない。

また、当該事業所は、「申立期間当時の資料は無く、当時の担当者もいないため、申立人の勤務、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答しており、申立人の申立期間における保険料控除は確認できない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、ほかに申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月15日から30年8月2日まで
私は、昭和28年4月15日にA社を退職して、すぐにB社に勤務したが、年金加入記録を確認したところ、同社で30年8月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。申立期間が被保険者期間になっていないことに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、複数の元同僚は、「勤務していたときは、丁稚奉公みたいなもので、厚生年金保険に加入させるかどうかは社長が決めていた。」、「会社には見習期間があり、見習期間は厚生年金保険には加入していなかった。」、「会社といっても個人商店のようなものだったので、厚生年金保険に加入する時期は、社長が判断して決めることが多かった。」とそれぞれ供述している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 11 月 1 日まで

私は、中学校卒業後、昭和 31 年 4 月 1 日から A 事業所に入社し、32 年 10 月 31 日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与明細書などの証明できる資料等はないが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは間違いないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において A 事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 34 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっている上、元事業主の所在は不明であり、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除について確認できない。

さらに、元同僚は、「申立人が勤務した昭和 31 年から 32 年までについては、会社は資金繰りが厳しく倒産を繰り返しており、厚生年金保険には加入していない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 6 日から 43 年 10 月 7 日まで
② 昭和 44 年 12 月 10 日から 50 年 12 月 25 日まで

私は、A社にB（職種）として勤務したが、申立期間の船員保険の標準報酬月額が給与の半額になっていることは納得できないので、当時の給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「船員保険の標準報酬月額が給与の半額になっているのは納得できない。」と主張している。

しかし、A社は、「申立期間当時の船員保険料の控除を確認できる賃金台帳、源泉徴収簿等の関係資料は残されていない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の船員保険料控除について確認できない。

また、当該事業所から提出された申立期間①に係る船員保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所のC（役職）は、「当時、同一職種同一年齢の船員の給与は同額だった。乗船中の給与は、本人本俸（下船中の期間に適用）の1.2倍を目安としていたと聞いている。」と回答しているところ、申立期間①及び②の期間において、申立人が氏名を挙げた元同僚の標準報酬月額は、船員保険被保険者資格取得時及び月額変更時において申立人と同額になっていることがオンライン記録において確認できる。

このほか、申立期間①及び②において申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4149

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月頃 から 43 年 3 月頃 まで

私は、A社の事業主を知人から紹介され、申立期間において同社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録において、申立期間の前後に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録のある3名のうち、回答のあった1名は、「申立人とは現場で何度か会っただけで、一緒に働いていない。」と供述しており、当該事業所の元役員は、「申立人が当該事業所で雇用されていた事実を知らない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない上、申立人の当該事業所に係る申立期間の雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 1 日から 15 年 6 月 30 日まで

私は、平成 13 年 11 月から 18 年 10 月まで A 事業所に勤務していたが、14 年 7 月に時給制から月給制に雇用契約が変更され、かつ標準報酬月額の 2 等級以上に相当する額を昇給しているのに、申立期間の標準報酬月額が、実際の支給額に比較して著しく低いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書で確認できる報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 33 年 10 月 1 日まで
私は、申立期間において、A社（現在は、B社）に勤務しており、申立期間が厚生年金保険の加入期間になっていないことは納得できないので、調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 32 年 9 月 1 日から 33 年 10 月 1 日までA社に勤務しており、その期間は厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、B社は、「当社は、A社の後継会社の営業権を譲り受けただけであり、後継会社以前の書類は処分しているため、当時の状況は不明である。」と回答している。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶していないため、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険被保険者の資格を有する複数の元同僚に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4152（事案 2524 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から36年6月1日まで
私のA事業所における厚生年金保険の加入記録が無いことは、昭和*年の大火災又は*年の地震により、管轄社会保険事務所（当時）が被災し、その結果、A事業所の厚生年金保険に関する加入記録が消失してしまったことが原因と考えられるので、調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録において、A事業所は厚生年金保険の適用事務所として確認することができない上、所在地を管轄する法務局においても「A事業所」という事業所及びそれに類似した名称の事業所の商業登記の記録は確認できないこと、ii) 申立人が当時の事業主であると主張する者については、所在が判明しないため、聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと、iii) 元同僚の所在が判明しないため聞き取り調査を行うことができず、厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして新たに「昭和*年の大火災又は*年の地震により、管轄社会保険事務所が被災し、その結果、A事業所の厚生年金保険に関する記録が消失したことが私の加入記録が無いことの原因であると考えられる。」と主張しているが、申立人が当該事業所の所在地と主張する地域を管轄するB年金事務所は、「昭和*年当時に作成された資料によると、C社会保険事務所（当時）は、同年*月

*日に発生した地震により、事務室内へ一部津波浸水があり保管していた被保険者原票の3分の2が冠水の被害にあったものの、紛失した原票は無く、地震発生から1か月以内に全ての修復作業を完了したとの報告が記録されている。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。